商品概要説明書

1. ＪＡ多目的ローン

（2024 年 10 月 1 日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>ＪＡ多目的ローン</td></tr>
<tr><td>ご利用
いただける方</td><td>○当ＪＡの組合員の方。
○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
○前年度税込年収が 150 万円以上の方。ただし、農業者以外の方については 200 万円以上の方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。
○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。
○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。
○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>○生活に必要とする一切の資金とし、資金使途の確認可能なものとします。
ただし、以下の資金は対象外とします。
① ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金
② 負債整理資金
③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金
④ 営農資金および事業資金</td></tr>
<tr><td>借入金額</td><td>○1 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とします。</td></tr>
<tr><td>借入期間</td><td>○6 か月以上 10 年以内とします。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>【変動金利型】
お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（京都府農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
なお、保証料率は年 0.80%です。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の 2 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.2%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9 大疾病補償保険</td><td>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。
ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.5%</td></tr>
</table>

手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ・全額繰上返済の場合…実行日より５年以内；11,000 円 ・一部繰上返済の場合…11,000 円（ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または信用部（電話：0774-62-9355）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ信用部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター　（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター　（電話：03-3581-2249） 京都弁護士会紛争解決センター　（電話：075-231-2378） 兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227） 公益社団法人民間総合調停センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ京都やましろ